

戸籍謄本・抄本等を郵便で請求される方へ

□ 必要なもの

	必要書類	参考事項
①	戸籍謄本・抄本等郵送請求書	本人又はその配偶者、直系親族（父母・祖父母・子・孫等）以外の方が請求する場合は、委任する方が作成した委任状が必要です。
②	手数料（現金書留又はゆうちょ銀行の定額小為替）	ゆうちょ銀行の定額小為替をご利用の場合、発行から5か月以内のものをご用意いただき、定額小為替の受取人欄には何も記入しないでください。
③	返信用封筒と返信切手	あて先は請求者の住所（住民登録地）・氏名を明記してください。個人からの請求の場合、勤務地等に送付することはできません。
④	請求者の本人確認できる書類の写し（有効期限のあるものは有効期限内のものに限る）	①から1点
		又は ㊤・㊦から2点 (㊤+㊥又は㊤+㊦の組み合わせ)
		①マイナンバーカード（通知カードを除く）、②運転免許証、③住民基本台帳カード（顔写真付）、④身体障害者手帳、⑤療育手帳、⑥国・地方公共団体の機関が発行した顔写真付身分証明書など
		㊤①被保険者証（国民健康保険、健康保険、介護保険、後期高齢者医療）、②年金証書（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など）、③国民年金手帳、④住民基本台帳カード（顔写真なし）、⑤パスポートなど 注意 1
		㊦①学生証（顔写真付き）、②法人が発行した顔写真付身分証明書、③国・地方公共団体の機関が発行した㊤以外の資格証明書など
⑤	【該当者のみ】 親族関係がわかる戸籍のコピー等	ご自分の親族の戸籍を請求する際に、白岡市にある戸籍のみでは親族関係や相続関係の確認が取れない場合がありますので、関係がわかる戸籍のコピー等の資料を併せてお送りください。

注意 1

※㊤-①被保険者証の場合、「被保険者証等の記号・番号」と「保険者番号」が見えないようにマスキング（保険証の「被保険者証等の記号・番号」と「保険者番号」の部分に紙をあててコピーを取る、又はコピー後に「被保険者証等の記号・番号」と「保険者番号」の部分塗りつぶす等の処理）したうえで送りください。

※㊤-②年金証書、㊤-③国民年金手帳の場合も同様に、「基礎年金番号」が見えないようにマスキングしたうえで送りください。

□ 注意事項

※ 内容の確認をさせていただく場合がありますので、昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

※ 第三者が請求する場合は、正当な理由（権利の行使、義務の履行）がある方に限られますので請求する目的等を必ず記入してください。

※ お急ぎの場合は、往復とも速達をご利用ください。

送付・問合せ先

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野4 3 2 番地

白岡市市民課戸籍担当

TEL0480-92-1111（内線 132・133）